

# 「特任研究員」の募集のお知らせ

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

年金シニアプラン総合研究機構は、我が国における年金制度、年金資金運用及び年金生活に関する調査研究を目的とした年金分野の総合的な専門研究機関です。少子高齢化の進展に伴い、年金をめぐる調査研究はますます重要となってきました。

この度、年金に関連する知識・経験を有する様々な方々が当機構に集い、研究活動を展開いただけるよう、当機構の活動の趣旨に賛同される研究者などの方々に当機構の研究インフラを利用いただける「特任研究員」の制度を設けることとしました。これによって年金に関する一層の研究の広がりを期待しています。

例えば、大学や企業を退職された方が年金に関する研究を行う場所を探しておられる場合、あるいは、地方の大学に勤務される方が東京での研究拠点が必要な場合などには、有用な機会になると思われれます。年金に関する研究に意欲をお持ちの方々のお申込みをお待ちします。

**【業務内容】**：当機構において、ご自身で企画される研究に自由に携わっていただきます。ただし、組織上は研究部長の指揮下にありますので、指示があれば遵守願います。

また、当機構における研究の成果を公開するときは、当機構特任研究員の肩書きを用いてください（他の肩書きを併用することは差しつかえありません）。

**【研究環境】**：当機構の調査研究情報管理規程へ署名していただいた上で、当機構の ID 及びメールアドレスを供与し、所蔵図書の利用やホームページでは公開していない調査研究データベース（当機構で実施したアンケート調査の個票データなど収録）へのアクセスを許可します。

当機構に出勤された際には、パソコンと電話（国内通話のみ）を備えた研究用機を提供します。また、当機構で来客に対応される場合は、機構業務に支障のない限り、応接室その他の施設を使用することができるよう取り計らうことも可能です。

〔勤務形態〕：原則として非常勤とします。出勤を予定される日時を事前に連絡していただきますが、他の特任研究員の出勤状況等によっては、日時の調整をお願いすることがあります。

〔応募資格〕：次のいずれかに該当する個人賛助会員（当面は 10 口以上の加入者に限ります。）である方の中から、理事長が任命します。

- (1) 年金又はこれに関連する分野の専門家であって、大学准教授以上の職にある方
- (2) 年金又はこれに関連する分野の調査研究又は業務について 20 年以上の経験を有する方
- (3) 上記 (1) 又は (2) と同等の学識経験を有する方

〔給与等〕：原則として無給です。任期は原則として任命の日から 1 年（更新可）とします。

〔応募方法〕：①履歴書（写真貼付）、②研究・職務経歴書、③研究の抱負（2,000 字程度まで）、④調査研究成果があればそのリスト、を郵送又はメールで提出してください（応募書類は返却しません）。

[応募書類フォーマットはこちらをご使用ください。](#)

〔応募締切り〕：特に設けません。随時応募を受け付けます。

〔選考方法〕：原則として書類選考によります。なお、選考の過程で応募者に直接照会することがあります。

〔申し込み・問い合わせ先〕：

〒108-0074 東京都港区高輪 1-3-13 NBF 高輪ビル 4 階

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構（担当：亀山）

TEL: 03-5793-9411 E-mail: [m-kameyama@nensoken.or.jp](mailto:m-kameyama@nensoken.or.jp)

URL: <http://www.nensoken.or.jp/>

※ 本募集で得た個人情報は、任命の可否の検討及び任命後の管理のために使用し、その取扱いは当機構個人情報保護管理規程によります。同規程については当機構ホームページをご参照ください。